

～感動した旅館～



建築設計・監理



株式会社 **ダイナ建築設計**

建築物の定期調査

特殊建築物等の所有者・管理者は、3年に1回、昇降機等は1年に1回、専門家へ依頼して、その状況を特定行政庁に報告するよう、建築基準法で定められています。

特殊建築物等とは…ホテル、旅館は500㎡以上かつ3階以上に宿泊室を有するもの、その他、劇場、病院、百貨店、遊戯施設（メリーゴーラウンドなど）、建築設備など



定期報告の必要性

日常の維持管理を怠ると…。外壁の落下、天井の落下、火災や地震のときに非常用照明がつかない、エレベーターに閉じ込められる、など思わぬ事故につながり、社会的責任を問われることも考えられます。お客様の大切な命を守るため、建築物の安全性を確保しましょう。

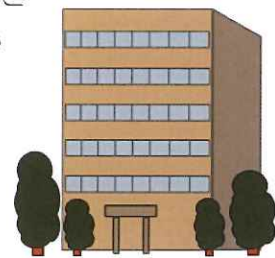
弊社が担当させていただいた定期調査の例

関市役所庁舎、関ヶ原ふれあいセンター、岐南やすらぎ苑、Pホテル、Sホテルなど（敬称略）

耐震診断

鉄骨造・鉄筋コンクリート造などの建築物は、補助が受けられる市町村が多くあります。また、耐震診断の結果、補強工事をされるときは、国・県・市町村より補助金を受けられることがあります。（耐震補強の補助申請は、年1回のところが多く、先着順の所もありますので、お早めにご相談下さい。）

弊社担当の耐震診断の例……那加第一小学校、稲羽西小学校渡り廊下、八百津中学校、関ヶ原東西保育園、中濃消防署武芸川・津保川出張所、Pホテル、Mビル、T商店など（敬称略）



お客様のご予算に合わせて、設備（電気・水道・空調・

火災報知器など）のリニューアル、リプレイスの計画作成・工事も承ります。どうぞお気軽にご相談下さい。



ditajp - 6304641

株式会社ダイナ建築設計

岐阜市本郷町2丁目17-4

TEL (058) 251-9741

携帯 090-7306-2140 (松本)